

平成22年12月 2 日

各位

会社名 株式会社日本レップ  
代表者名 代表取締役社長 若林要  
(コード番号：8992 東証マザーズ)  
問合せ先 フィナンシャルコントローラー 橋本 充生  
(TEL. 03-6910-3300)

**支配株主であるマッコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディーによる  
当社の株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

当社の支配株主であるマッコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディー (Macquarie Goodman Japan Pte. Ltd.) は、当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けを平成22年10月18日から平成22年12月 1 日まで実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表する旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以上

各位

マッコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディー

## 株式会社日本レップの普通株式及び新株予約権に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

マッコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディー（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成22年10月18日より、株式会社日本レップ（コード番号：8992、東証マザーズ、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施していましたが、12月1日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

マッコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディー  
シンガポール 049909、#33-01、バッテリーロード6

##### (2) 対象者の名称

株式会社日本レップ

##### (3) 買付け等にかかる株券等の種類

###### ① 普通株式

###### ② 新株予約権

イ 平成17年4月13日開催の臨時株主総会及び平成17年5月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権A」といいます。）

ロ 平成17年6月24日開催の臨時株主総会及び平成17年8月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権B」といいます。）

ハ 平成18年2月27日開催の臨時株主総会及び平成18年3月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権C」といいます。）

ニ 平成19年6月12日開催の定時株主総会及び平成19年9月28日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権D」といい、新株予約権Aないし新株予約権Dを「本新株予約権」と総称します。）

ホ 平成22年10月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新発行新株予約権」といい、本新株予約権及び本新発行新株予約権を「対象新株予約権」と総称します。）

##### (4) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数       | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|-------------|----------|----------|
| 172,299 (株) | －(株)     | －(株)     |

##### (5) 買付け等の期間

###### ① 届出当初の買付け等の期間

平成22年10月18日（月曜日）から平成22年12月1日（水曜日）まで（31営業日）

- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性  
該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき、金35,000円  
② 新株予約権  
イ 新株予約権A 1個につき、金1円  
ロ 新株予約権B 1個につき、金1円  
ハ 新株予約権C 1個につき、金1円  
ニ 新株予約権D 1個につき、金1円  
ホ 本新発行新株予約権 1個につき、金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、平成22年12月2日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

| 株券等種類            | ① 株式に換算した応募数 | ② 株式に換算した買付数 |
|------------------|--------------|--------------|
| 株券               | 29,717株      | 29,717株      |
| 新株予約権証券          | —株           | —株           |
| 新株予約権付社債券        | —株           | —株           |
| 株券等信託受益証券<br>( ) | —株           | —株           |
| 株券等預託証券<br>( )   | —株           | —株           |
| 合計               | 29,717株      | 29,717株      |
| (潜在株券等の数の合計)     | —            | (—株)         |

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

|                              |         |                           |
|------------------------------|---------|---------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 75,950個 | (買付け等前における株券等所有割合 30.60%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 50,930個 | (買付け等前における株券等所有割合 20.52%) |

|                                  |           |                           |
|----------------------------------|-----------|---------------------------|
| 買付け等後における公開買付者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | 105,667 個 | (買付け等後における株券等所有割合 42.57%) |
| 買付け等後における特別関係者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | 50,000 個  | (買付け等後における株券等所有割合 20.14%) |
| 対象者の総株主の議決権の数                    | 146,807 個 |                           |

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成22年11月15日に提出した第21期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の対象新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式についても対象としておりましたので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が平成22年11月15日に提出した第21期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在における発行済株式総数(146,807株)に本新株予約権の目的である株式の数の合計(1,417株)及び本新発行新株予約権の目的である対象者株式の数(100,000株)を加えた株数(248,224株)に係る議決権の数248,224個として計算しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成22年12月7日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社は、応募株券等の数に鑑み、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した対象者を完全子会社とするための手続を実施するかどうかを現在検討中であります。今後、当該手続を実施することを決定しましたら、当社又は対象者から速やかに公表いたします。また、当社は、今後市場内で対象者の普通株式を追加的に取得することを検討する可能性があります。

### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上